

令和2年

事業主様

(この案内書は受講者へも周知してください。)

林材業労災防止協会広島県支部

刈払機取扱作業安全衛生教育講習会開催のご案内

刈払機取扱い作業に従事する者は、労働省通達(基発第66号.平12.2.16付け)により標記教育を受けるよう示されています。

刈払機による作業は、転倒や刈刃の跳ね返りにより刈刃に接触した災害が発生するなど、刈払機の適切な取扱いが強く求められています。

ついては、下記により標記講習を開催しますので労働災害防止の趣旨をご理解いただき、該当者を受講させていただきますようご案内いたします。

記

1. 対象者

刈払機を使用する作業に従事する者。

2. 開催日及び会場

開催地	開催日	会場	申込締切
三次市	4月24日(金)	三次市職業訓練センター (別称：広島北部地域職業訓練センター)  (三次市東酒屋町 306-69) Tel 0824-62-8500  右図参照 駐車場あり	定員(30名)に達したとき、または、開講日の14日前(該当日が休日に当たる時は、直近の平日とする。)に締切りますので早めに申込みください。
	5月29日(金)		
	6月26日(金)		
	7月22日(水)		
	9月25日(金)		
	11月25日(水)		



(注) 1日講習で開講9時、閉講は16時の予定です。受付は開講30分前からです。

3. 受講料等 (1人当たり、税込)

受講料 7,700円 (林災防会員は、6,600円)

テキスト代 2,750円 (安全な刈払機作業のポイント H30. 4. 改訂初版 第2刷)

4. 修了証

修了者には『刈払機取扱作業安全衛生教育修了証』を交付します。

5. 申込方法

末尾の申込書に必要事項を記入のうえ受講料・テキスト代を添えて林災防広島県支部へ申込みください。定員に達した場合等は、受講できませんのでご容赦ください。

【 申 込 先(電話・FAX) 】

◎ 林災防広島県支部(082-228-5111・082-223-5283)  
〒730-0017 広島市中区鉄砲町4-1 広島県土地改良会館3階  
(広島県森林組合連合会内)

6. その他

- (1) テキストは、講習当日にお渡しします。
- (2) 開講時間に遅れると修了証を交付出来ない場合がありますので、遅刻しないようにしてください。
- (3) 受講料等の返戻はいたしませんので、欠席しないようにしてください。
- (4) 電話の予約申込で、講習日に手続きをする方法は、会場での受付が混雑するのでご遠慮ください。  
申込み頂いた後、受講料・テキスト代金の請求書を送付しますので、林災防の口座へお支払い下さい。  
(事前に定員の余裕があるかご確認ください。)
- (5) 当日、午後には実技があります。作業服のほか手袋等(ヘルメットは不要)をご用意ください。
- (6) 当支部発行の伐木等の修了証(カード式)をお持ちの方は、刈払機修了証と統合しますので、講習会当日ご持参ください。

----- き り と り 線 -----

刈払機取扱作業安全衛生教育講習会受講申込書

【氏名(字体等)、生年月日等は本人に確認のうえ正確に記入してください】

林災防 広島県支部 殿  
受 講 料 \_\_\_ 名 分 \_\_\_\_\_ 円 及 び  
テ キ ス ト 代 \_\_\_ 名 分 \_\_\_\_\_ 円 を  
添えて申し込みます。

事業場名	
郵便番号	
所在地	
担当者氏	

受講希望	フリガナ 氏 名	生 年 月 日	現 住 所	
月	-----	昭・平 年	〒	-----
日		月 日生		
月	-----	昭・平 年	〒	-----
日		月 日生		
月	-----	昭・平 年	〒	-----
日		月 日生		